

2025年
第4回定期監査結果報告書

町田市監査委員

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、
同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出する。

2026年1月15日

町田市監査委員 小泉 めぐみ

同 古川 健太郎

同 三遊亭 らん丈

同 佐 藤 和 彦

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は町田市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象

(1) 対象部課

政策経営部（企画政策課、経営改革室、デジタル戦略室、秘書課、広報課、広聴課）

(2) 対象事務

2025年度(必要に応じて2024年度以前を含む。)に執行された収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理事務について、リスクの程度に応じ次表のとおり抽出した。

○政策経営部

企画政策課

収入事務	歳入科目
	指定寄附金/企業版ふるさと納税指定寄附金
支出事務	契約件名又は歳出科目
	町田市公共施設再編計画改定に向けた現状分析等支援業務委託
	町田市公共施設等総合管理計画及び町田市公共施設再編計画改定支援業務委託
	2025年度企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託
	非核平和都市交流事業に係る日本非核宣言自治体協議会負担金
契約事務	契約件名
	町田市公共施設等総合管理計画及び町田市公共施設再編計画改定支援業務委託
	2025年度企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託

経営改革室

支出事務	契約件名又は歳出科目
	事務の効率化支援業務委託
契約事務	契約件名
	事務の効率化支援業務委託

デジタル戦略室

収入事務	歳入科目
	物品売払収入/OA機器等売払代

支出事務	契約件名又は歳出科目
	内部管理システム(人事給与・庶務事務・財務会計)セットアップ業務委託
	パソコン・プリンタ等保守・設置等委託
	ライセンス調達(統合オフィスツール)
	り災証明書発行システムクラウドサービス使用料
	オンライン行政手続サービス公的個人認証サービス賃貸借
	電子会議システム賃貸借

契約事務	契約件名
	内部管理システム(人事給与・庶務事務・財務会計)セットアップ業務委託
	パソコン・プリンタ等保守・設置等委託
	ライセンス調達(統合オフィスツール)
	り災証明書発行システムクラウドサービス使用料
	オンライン行政手続サービス公的個人認証サービス賃貸借
	電子会議システム賃貸借

秘書課

支出事務	契約件名又は歳出科目
	秘書業務支援システム保守業務委託(長期継続契約)
	交際儀礼事務に係る交際費
契約事務	契約件名
	秘書業務支援システム保守業務委託(長期継続契約)

財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額(円)
	情報処理用機器(ビデオ会議端末)	2020	2,700,000

広報課

支出事務	契約件名又は歳出科目		
	広報まちだ等配布委託(単価契約)		
	町田市シティプロモーションサイト運用等業務委託		
	プレスリリース配信サイト使用料		
契約事務	契約件名		
	広報まちだ等配布委託(単価契約)		
	町田市シティプロモーションサイト運用等業務委託		
財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額(円)
	架・棚・箱(展示ケース)	2012	1,229,550

広聴課

支出事務	契約件名又は歳出科目 町田市代表電話及びイベントダイヤル運営業務委託
契約事務	契約件名 町田市代表電話及びイベントダイヤル運営業務委託

3 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

○収入事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 債権の金額及び発生時期の確定が不明確になるリスク	ア 調定は、その根拠となる法令、契約等に適合しているか イ 調定時期及び手続は適正か ウ 前年度収入未済額は確實に調定の繰越しがなされており、また、その時期は適正か エ 納入通知は適正に行われているか
(2) 不適正な債権管理が行われるリスク	ア 収入の消し込みは適正に行われているか イ 滞納状況と、その理由を明確に記録しているか ウ 督促、催告及び時効の更新手続は適時適正に行われているか エ 不納欠損処理は適時適正に行われているか オ 指定納付受託者による納付手続及び指定公金事務取扱者による収納手続は適正に行われているか
(3) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 収入金等の現金は適正に保管、管理されているか イ 現金に係る帳簿は適正に作成され、管理されているか ウ 金銭出納員や現金取扱員等責任ある職員による適正な管理が行われているか

○支出事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不正・不要な支出が行われるリスク	ア 支出命令に係る事務は適正か
	イ 支払方法及び時期は適正か
	ウ 予算目的に反する支出はないか
(2) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 前渡金は適正に保管、管理されているか

○契約事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不適正な契約を行うことにより市に損害を与えるリスク	ア 明らかに市が不利となる契約となっていないか
	イ 予定価格は合理的な基準に基づき適正に設定されているか
	ウ 契約手続は適正か
(2) 契約における透明性、競争性が確保されないリスク	ア 業者選定は適正に行われているか
	イ 隨意契約による場合、その理由は適正かつ合理的か、また、手續は適正か
(3) 契約が適正に履行されないリスク	ア 契約書・仕様書に基づき履行されているか
	イ 履行の確認は適時適正に行われているか

○財産管理事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 財務諸表の資産の正確性が確保できないリスク	ア 重要物品は適正に管理され、備品台帳と一致し実在しているか
	イ 重要物品の現況確認体制は確立しているか

4 監査の実施内容

関係書類の閲覧及び担当職員に対する質問、また、現金等の取扱いや重要物品について実査を行った。なお、監査の対象について、内部統制の運用状況の検証も併せて実施した。

5 監査の期間及び実施場所

2025年8月19日から同年12月26日まで町田市庁舎で監査を実施した。

6 監査の結果

監査を実施したところ、おおむね適正に事務が執行されていると認められた。

なお、一部の改善、検討を要すると思料される事項について、町田市監査基準第14条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取したので、指摘及び意見を以下に述べる。

【指摘】とは、是正・改善を必要とする事項であり、【意見】とは、改善の検討を要望する事項である。

政策経営部企画政策課、経営改革室、デジタル戦略室及び広報課

<支出事務>

【指摘】予算の執行管理については、町田市支出負担行為手続規則等にのっとり、適正に行うべきもの

町田市支出負担行為手続規則第3条では、課長は、支出負担行為の手続を行う場合には、支出負担行為書により所管の支出負担行為の決定の権限を有する者の決定を受けなければならないとし、同規則第5条では、課長は、支出負担行為の決定があったときは、支出負担行為整理簿又は電子情報処理組織を利用して整理しなければならないとし、同規則第7条及び別表第1では、委託料の支出負担行為として整理する時期は、契約締結するときと定めている。

なお、町田市予算事務規則第4条の2第1項及び第17条では、支出負担行為手続を電子情報処理組織を利用して行うことと定め、市では原則として財務会計システムにおいて支出負担行為書による支出負担行為の決定（以下「財務会計システムによる支出負担行為決定」という。）を行うことにより、支出負担行為が整理され、予算配当額から予算執行額である支出負担行為額を控除した配当予算残額を算出している。

町田市公共施設再編計画改定に向けた現状分析等支援業務委託、事務の効率化支援業務委託及び町田市シティプロモーションサイト運用等業務委託に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、支出負担行為として整理する時期である契約締結時から相当期間を経た後に財務会計システムによる支出負担行為決定を行っていた。

主管部課である企画政策課、経営改革室及び広報課によれば、いずれの契約においても町田市支出負担行為手続規則を十分に認識しておらず、契約締結時に財務会計システムによる支出負担行為決定をしていなかったとのことであった。

また、オンライン行政手続サービス公的個人認証サービス賃貸借に係る関係書類

の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、重複して財務会計システムによる支出負担行為決定を行っていた。

主管部課であるデジタル戦略室によれば、既に財務会計システムによる支出負担行為決定をしていたことを失念していたとのことであった。

財務会計システムによる支出負担行為決定及びそれに伴う支出負担行為の整理を行うことは、配当予算残額を適時かつ適切に把握し、予算執行に対する統制を確保するために必要である。

主管部課は、町田市支出負担行為手続規則等にのっとり、予算の執行管理を適正に行うべきである。

政策経営部企画政策課、デジタル戦略室及び広報課

<契約事務>

【指摘】契約保証金の免除の意思決定については、町田市契約事務規則等にのっとり、適正に行うべきもの

地方自治法施行令第167条の16第1項では、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者に対し、契約保証金を納めさせなければならないと定めている。一方、町田市契約事務規則第33条では、契約保証金を免除することができる場合を定め、同条各号では契約保証金を免除することができる事由をそれぞれ限定期に定めている。

また、契約事務の手引書では、契約保証金を免除する場合は、契約の意思決定の過程において契約原議書等に町田市契約事務規則で規定されている免除規定の適用号数や理由を明記することを定めている。

企画政策課、デジタル戦略室及び広報課の契約に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、監査対象とした11件の契約のうち、4件の契約において、契約原議書等に契約保証金を免除とする根拠条項及び理由の記載がなかった。

主管部課によれば、当該契約が契約保証金の免除規定に該当することは認識していたが、契約原議書等に記載することの確認が不十分であったとのことであった。

契約保証金を免除する場合は、町田市契約事務規則第33条各号に定めるいずれの条項を適用したかを契約原議書等に記載し、その判断根拠等について審査した上で適正に意思決定をしなければならない。

主管部課は、町田市契約事務規則にのっとり、契約保証金の免除の意思決定を適正に行うべきである。

政策経営部企画政策課

<契約事務>

【指摘】町田市契約事務規則にのっとり、適正に契約書を作成し、契約を締結すべき

もの

町田市契約事務規則第29条第4号では、契約書等に記載しなければならない事項として、契約保証金に関する事項を定めている。

町田市公共施設等総合管理計画及び町田市公共施設再編計画改定支援業務委託契約に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、契約保証金を免除しているとのことであった。しかし、当該契約に係る約款第3条では契約保証金の納付に関する条項を定めており、契約書の主要な事項を記載した1ページ目の契約保証金欄に免除の記載もなく空欄であり、契約書において契約保証金の納付の取扱いが不明確になっていた。

主管部課によれば、契約書作成方法について理解が不十分であり、契約保証金を免除する場合は契約書の主要な事項を記載した1ページ目の契約保証金欄の記載が不要であると誤認していたとのことであった。

契約は、契約当事者間に法的な権利義務関係を生じさせることであり、契約書は、法的な権利義務関係の明確化と証拠化のために作成している。契約書の記載に不明確な部分があると、解釈に影響を及ぼし、紛争につながるおそれがある。

主管課は、町田市契約事務規則にのっとり、契約書を適正に作成し、契約を締結すべきである。

政策経営部デジタル戦略室

<契約事務>

【指摘】再委託の承認手続については、契約事務の手引書にのっとり、適正に行うべきもの

契約事務の手引書では、再委託を原則禁止とし、やむを得ず再委託を行う場合は、書面により再委託の理由、内容、再委託先を確認し、承認を行わなければならないこととしている。

内部管理システム（人事給与・庶務事務・財務会計）セットアップ業務委託に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、再委託の申請及び承認手続がなされないまま、再委託が行われていた。

主管部課によれば、システム関連の事務は、システム導入、運用管理等を担当する者と再委託の承認手続等の契約手続を担当する者に分担して行っているが、情報の伝達に不備があり、再委託の承認手続が行われていなかつたとのことであった。

再委託されると監督行為が間接的になり、情報漏えい、業務の質の低下、責任の所在が不明確になる等のリスクが生じるため、情報セキュリティ対策、適正な履行の確保がされることを確認する必要がある。業務の効率化のため事務分担を行うのであれば、適時かつ適正に情報が共有できる体制を構築し、再委託の承認手続を適正に行わなければならない。

主管部課は、契約事務の手引書にのっとり、再委託の承認手続を適正に行うべきである。

7 付記

今回の監査において、指摘すべき事項は、上記の通りであるが、支出事務・契約事務について、法令、規則等が十分に理解されておらず、また、決裁時における確認が不十分なまま意思決定及び事務手続がなされている事例が見受けられた。

支出事務・契約事務については、契約課が作成している契約事務の手引書・会計課が作成している会計事務の手引き等を参考にし、法令、規則その他遵守すべき基本的事項について十分に理解しているか再確認し、不明な点があれば関係所管に確認を行うなど、知識の蓄積、共有等が図られるよう努められたい。

また、契約原議書による契約保証金の免除の意思決定の不備については、2024年第1回定期監査及び第3回定期監査において同様の事例が見受けられ、今回の監査でも複数の課で発生している。各部署においては、他の部署の意見・指摘事項であっても、事務手続を改めて確認し、適切に事務を執行されたい。